

定住促進住宅の募集要項

(随時・定住促進住宅) 2026 年 10 月 23 日現在

住宅の内容

住 宅 名	所 在 地	家賃 (月額)	構 造
虹のマンション 4 号室	高宮町佐々部 531 番地 6	28,400 円	RC2 階建 集合住宅ワンルーム
虹のマンション 8 号室	高宮町佐々部 531 番地 6	28,400 円	RC2 階建 集合住宅ワンルーム
来原住宅 1 号棟	高宮町原田 3432 番地 2	30,000 円 入居月から入居の翌々月まで 25,000 円	木造 2 階建 4LDK
第 2 田草住宅 2 号棟	高宮町川根 1997 番地 1	30,000 円 入居月から入居の翌々月まで 25,000 円	木造 2 階建 4LDK
行部住宅 1 号棟	高宮町川根 1630 番地	30,000 円 入居月から入居の翌々月まで 25,000 円	木造 2 階建 4LDK
行部住宅 4 号棟	高宮町川根 1630 番地	30,000 円 入居月から入居の翌々月まで 25,000 円	木造 2 階建 4LDK

共益費・駐車場使用料は必要ありません。

入居者の資格

次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

- (1) 入居を希望する住宅に定住しようとする意志が明らかな者
- (2) 入居を希望する者又はその同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 地方税等を滞納していないこと。
- (4) 入居を希望する者又はその同居親族が安芸高田市営住宅条例（平成 16 年安芸高田市条例第 156 号）第 2 条第 1 号に規定する市営住宅その他市が管理する住宅に入居していた者であって、当該市営住宅等に係る損害賠償金又は安芸高田市の私債権の管理に関する条例（平成 24 年安芸高田市条例第 24 条）第 7 条の規定による放棄した家賃がないこと。

募集期間

随時募集（申し込み順に資格審査を行います。）

敷金

敷金・・・入居時家賃の 3 か月分

申込みから入居までの手続き（標準的なもの）

- ① 入居申込書を安芸高田市に提出します。
【入居申込書の添付書類】
・入居予定者の住民票の写し
- ② 資格審査と入居者選考を行います。（2 週間程度の時間を要します。）
- ③ やむを得ない事情の場合を除き、入居決定通知のあった日から 10 日以内に請書の提出と敷金の納付

をしていただきます。

【請書の添付書類】

・入居予定者の印鑑登録証明書

- ④ 請書の提出と敷金の納付をされた後、入居可能日通知書を送付します。
- ⑤ 入居予定者と市職員とで住宅内の状況を確認します。
- ⑥ 入居予定者に住宅の鍵を渡します。
- ⑦ 市長に特別の承認を受けた場合を除き、入居可能日通知のあった日から 20 日以内に入居を完了していただきます。

申込みとお問い合わせ先

安芸高田市 建設部 管理課

住所 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話 0826-47-1201 FAX 0826-47-1206